2026/10/21
早稲田大学大学院法学研究科

2027年度博士後期課程研究指導担当教員からのメッセージ

【公法学専攻】

憲法研究指導　　教授　　愛敬　浩二

博士課程の皆さんには独立した研究者としての自覚をもっていただき、「研究することの喜びと苦しみ」を一緒に味わいたいと思っています。

私の主な研究テーマは、立憲主義の基礎理論に関する研究で、比較憲法（イギリス・アメリカ）、憲法思想史、および、日本憲法学説史の領域を中心にして研究をしてきました。「比較と歴史」の観点を重視して日本国憲法に関する既存の言説（判例・学説や政治論議）を相対化し、皆さんが自らの思考力を駆使して憲法問題を考える機会を提供できればと考えています。

憲法研究指導　　教授　　江原 勝行

研究者になるという将来を見据えつつ、実定憲法の解釈論を支える憲法基礎理論や関連する思想や制度について、私と共に研究しようという大学院生をお待ちしています。研究の素材を求める準拠国についてなど、研究対象の地域的・時代的制限は特に想定していませんが、どちらかというと英米圏よりもヨーロッパ大陸圏の憲法理論・憲法制度に関心のある人の方が、ミスマッチを起こさないかもしれません。

憲法研究指導　　教授　　金澤 孝

近代憲法には普遍性と特殊性の両面があります。日本国憲法の場合、特殊性を強調しながら一部の特殊な条項を否定する政治勢力が、普遍性をも同時に否定し、特殊日本的な「憲法」への変更を常に目論んできました。私自身は合衆国憲法を参照しつつ、憲法解釈理論、民主制論、表現の自由論などの基礎理論を中心に研究しています。外国憲法は、視座の相対化と普遍・特殊の緊張関係を認識するのに役立つと考えています。今後の憲法研究者はおそらくより困難な道を歩むことになるでしょう。にもかかわらず敢えてこの道だと決断されるのであれば、準拠国は問いません、ともに「日本国」憲法を研究したいと思います。

憲法研究指導　　教授　　山本　真敬

博士課程の皆さんは、独立した研究者として、ご自身のテーマや関連する知見を広く深く学び、その成果を公刊しつつ、日々博士論文の完成を目指して研究活動を進めることになると思います。このような各自の研究活動について、必要に応じて必要な範囲でサポートを行いつつ、互いに学び、ともに研究ができればと考えています。研究テーマや比較対象国が当方と同じである必要はありませんが、わたし自身は、現在はドイツを比較の対象としながら、立法裁量の統制という大きなテーマの下で検討を進めております。

行政法研究指導　　教授　　下山　憲治

私の主たる研究対象は、行政法学です。そのうち、特に科学・技術の進展が著しい現代社会に存在するさまざまなリスクについて、どのように公法的な制御ができるのか、すべきなのかを中心に研究しています。具体的には、環境や医薬品、食品などのほか、社会インフラ整備の領域なども射程に入れています。また、法制度設計・立法過程論も研究しており、それぞれの法制度の成り立ちにも焦点を当て、行政法学でいえば、基礎理論から国家補償まで、おおむね全般を横断的に研究しています。研究者を志す場合、いろいろな社会問題と行政法規の関係やそれを通じた解決について科学的方法を用いながら深く考えることになります。そのための努力と時間を惜しまないでく

ださい。

行政法研究指導　　教授　　田村　達久

私のこれまでの研究テーマとの関係からは，行政法（行政法総論・行政救済法）を基本として，個別行政領域的には，地方税財政法を含む広い意味での地方自治法，公務員法に及ぶものを中心とした研究指導が行われることになります。比較法研究（私の場合は，主にドイツ行政法との比較研究を行ってきました。もちろん，具体の研究テーマによって対象とする外国法は変わります。）は必須です。

私の研究関心は，「行政学」もまたその主要な研究対象としてきたテーマ・分野（行政手続、行政計画、地方自治制度、公務員制度）にあり，このことは，地方分権改革，公務員制度改革など広く行政改革にかかわる行政法学研究を進めてきたことにあらわれております。これからも，上記の法分野での研究を発展，深化させたいと考えております。

刑法研究指導　　教授　　遠藤　聡太

研究職を志望する者を対象に、刑法全般について研究指導を行います。法制度の背後にある考え方や社会の構造に関心をもつ方の応募を歓迎します。入学希望者は事務所を通して事前に連絡してください。

刑法研究指導　　准教授　　大関　龍一

研究職を希望する者を対象に、刑法学全般の研究指導を行います。私自身は、因果関係論を専門に研究しております。理論と実務の両面から、現在当たり前とされている考え方を捉え直す研究を意識して、指導を行います。希望者は、事前に必ずご連絡ください。

刑法研究指導　　教授　　北川　佳世子

研究指導で扱う対象は、刑法一般ですが、私自身の主たる研究テーマは、過失犯、海上犯罪の領域です。覚悟をもって研究職を目指す方、また理論と実務の架橋者たらんとする法曹資格を有する方を歓迎します。外国人留学生は、学位の取得のために十分な日本語能力と自国・日本双方の刑法の基礎知識があることが条件です。希望者は、事務所を通じて事前にご相談ください。

刑法研究指導　　教授　　杉本　一敏

研究職志望者を対象に、刑法分野に関して研究指導および論文指導を行います。入学希望者は、事務所を通して、必ず事前にご連絡、ご相談下さい。

刑法研究指導　　教授　　田山　聡美

私自身は、刑法の中でも主として財産犯の領域を研究しており、民事法・経済法との接点に位置する問題につき興味を持っていますが、指導については特にこれらに限定するものではありません。いかに集中した領域の研究を行う場合であっても、可能な限り視野を広く保つこと、様々な面でのバランス感覚を研ぎ澄ましておくことが大事であると思っています。指導を希望する方は事前に連絡を取るようにして下さい。

刑法研究指導　　教授　　松原　芳博

犯罪論を中心とした刑法解釈学について研究指導を行います。「演習」で各自の研究発表ならびに学術論文・判例の検討を行うと共に，博士論文執筆のための研究指導を必要に応じて行います。入学後，早い段階で博士論文のテーマと全体構想を決めて，その一部を「法研論集」「法学会誌」等の雑誌に少しずつ発表していくことになります。論文執筆に当たっては，通説や定評のあるとされる学者の権威から自由であると共に，自分の功名心や自己顕示欲からも自由であることが大事です。自由で素直な精神をもった学生を期待します。法学研究科修士課程修了予

定者のほか、法科大学院修了予定者、法曹有資格者も歓迎します。なお，本研究指導を志望する者は，法学研究科の事務所を通じて事前に担当教員に連絡すること。

刑法研究指導　　教授　　松澤　伸

博士後期課程では，博士論文執筆のための研究指導を行います。博士課程の研究指導は，徒弟制度に近いところがあります。そこで，個々人のニーズに応じた綿密な指導を行うことになりますが，そのスタイルは，あくまで合理的なものとします。研究テーマは，刑法学の範囲に含まれるものであればどのようなものでも結構ですが，最終的には，有益な成果が見込まれるかどうか相談の上，決定したいと思います。研究にあたっては，研究の基礎となる方法論について，真剣に悩み，考え抜くことが必要です。単に従来の研究の延長線上にあるものを順々にこなしていくのではなく，新たな地平を切り開く覚悟と熱意がなければ，真に新しいものを創り出すことは出来ません。私自身は，機能主義に基づく刑法の考察に関心を持っており，そのような観点からの方法論の検討に関心を持つ諸君の参加を期待しています。外国法は，どのようなものを研究しても結構ですが，私自身の研究対象となり得るのは，ドイツ法，英米法，北欧法であり，このうち，最も関心を持っているのは，北欧法です。なお，入学希望者は，担当教員に事前に連絡を取るようにしてください。

刑事訴訟法研究指導　　教授　　大澤　裕

研究職を志望する者を対象に、刑事訴訟法全般について研究指導を行います。私自身は、現在は、捜査や証拠の先端的問題を中心に研究を行っていますが、それとともに、以前から、「基礎理論」と呼ばれる古典的問題にも関心を持っています。比較法研究の対象は、主にアメリカ法ですが、研究者としての最初の研究では、ドイツ法との比較に取り組みました。入学希望者は、事務所を通して、事前に連絡してください。

刑事訴訟法研究指導　　教授　　小川　佳樹

研究職を志望する者を対象に、刑事訴訟法全般について研究指導を行います。私自身は、現在は、とくに、供述証拠の収集・使用に関する研究を行っています。比較法研究の対象は、主にアメリカ法です。入学希望者は、事務所を通して、事前に連絡してください。

刑事訴訟法研究指導　　教授　　稗田　雅洋

※随時更新予定

刑事政策研究指導　　教授　　小西　暁和

犯罪は、ある行為に対して下される社会的な否定的評価の一種です。したがって、犯罪研究には、犯罪評価の対象となる行為に関する研究のみならず、犯罪という評価活動自体の研究も必要となります。刑事政策は、この犯罪評価活動のあり方をめぐる政策活動であるので、この点を明確に認識しておかなければなりません。本研究指導では、上記の点を理解してもらうとともに、皆さんが博士論文の作成を積極的に進められるよう指導します。

国際法研究指導　　教授　　河野 真理子

博士課程進学者には，国際法が常に国内的な側面を持ちつつ機能していることを常に留意してほしいと思います。確かに国際法は主として国家間関係を規律する法ですが，各国の国内法の法思想や制度がその基盤となっています。また，特に条約が国家の義務を詳細に規定するようになった今日では，その履行のための国内法の整備が必要であることは，国際条約の下での権利・義務関係を考えるときですら，不可欠な視点です。こうした国内法の視点を忘れずに，国際法の基礎理論をしっかり研究することが今日の国際法学者の責務であると考えます。

私の研究領域は，国際裁判を中心とする国際紛争の平和的解決，国家責任，国際投資の保護・促進等です。特にこの数年は，国際裁判の研究を主としつつ，海洋法の分野にも研究の対象を広げています。国際法が実際にどのよ

うに使われ，意味を持つのかを学生とともに考えていきたいと思います。

国際法研究指導　　教授　　萬歳　寛之

本研究指導は，国際法全般を対象とします。博士後期課程の学生は，研究の成果を博士論文というかたちで結実させることが目標になります。国際法の場合，一定の語学力（文献講読力）が前提条件になりますので，博士後期課程では第二外国語はもちろん，第三外国語の習得にも努力してほしい（外国人留学生の場合は条件が異なる）。入学を希望する学生は事前に御相談ください。

国際経済法研究指導　　教授　　酒井 啓亘

研究職を志望する者及び博士の学位の取得を希望する者を対象として、国際経済法に関する研究指導及び論文指導を行います。世界貿易機関（WTO）協定、自由貿易協定（FTA）及び経済連携協定（EPA）などを扱う国際貿易法と、二国間投資協定（BIT）やEPAの投資章、並びに投資協定仲裁の判断などで形成される国際投資法が主な研究領域となります。国際経済法に関する研究指導及び論文指導を希望する者は、法学研究科の事務所を通じて、事前にご相談ください。

日本法史学研究指導　　教授　　和仁　かや

日本法制史の研究者養成を目的とした指導を行います。担当者はこれまで江戸時代を中心として幕府法全般、近世琉球の法制度、及び近代における西洋法継受の基盤をなした近世から近代初期にかけての intellectual history に関心を持ってきました。むろん対象はこれらに限定しませんが、歴史資料の緻密な読解を厭わず、自発的な課題発見及び遂行意欲の高い方を歓迎します。

英米法研究指導　　教授　　安部　圭介

英米法の研究者養成を目的とした指導を行います。私自身はこれまでアメリカ憲法・差別禁止法を中心としつつ、不法行為法、生命倫理と法などの分野にも関心を持ってきました。対象は特に限定しませんが、英米（特にアメリカ）の判例の読解に時間をかけて丁寧に取り組み、博士論文をまとめたいと考えるみなさんを歓迎します。積み重ねられた数々の判例を貫く何かを発見し、日本法への新たな示唆を引き出すお手伝いができればと思います。

英米法研究指導　　教授　　中村　民雄

英米法圏の研究の魅力の一つは、判例法の経験主義的な実践合理性にあるでしょう。新たな社会問題を具現する個別の事案においてその時にある先例を類推して試行錯誤的に法準則化していく柔軟な創意工夫。そこに私は英米法の魅力を感じて研究を始めました。

壮大な、ときに極端な社会的実験のような訴訟がおきるアメリカ、そこまで大胆ではないが実践合理性を徹底して議論するイギリスなど、英米法圏のどの国をメインの研究対象国とするにせよ、進学希望者は、その対象国の社会と法の両方にどっぷりつかる意識をもって、進学してください。そして研究者として自立するために、粘り強く博士 論文を書き上げる決意を揺るがず持ち続けてください。

私自身は、英米法圏のうち、イギリスを主たる研究対象とし、さらにはEU法も（イギリスが脱退した後も引き続き）研究していますが、アメリカなど他の英米法圏の国についても指導ができますので、進学希望者は自分の研究関心が私の研究領域に合致するかどうかは気にすることはありません。進学希望者は、事前に相談してもらえると幸いです（連絡先　tamio●waseda.jp　※●は@に変換してください）。

フランス法研究指導　　教授　　大橋　麻也

専門としてのフランス法研究は、フランスの法体系の基本構造とその運用に対する理解を基礎として行われます。その理解を助けるものは、フランスの歴史の中で醸成された物質的精神的文化、いわゆるcivilisationに対する洞察といえるでしょう。このことを自覚し、フランスの探求に挑む姿勢を保ちうるか、博士後期課程でフランス法専修に進む前に、まず自分に問うてみてください。

博士後期課程に進学する目的のひとつは、博士論文の執筆ということになるのでしょう。論文として追求したいテーマがあるならば、それに関わる法規範の構造を把握することに加えて、その法規範の形成の社会的文脈やその社会的機能を理解することを目標としてください。規範論的アプローチは法学にとってなくてはならないものですが、規範を取り巻いている事実をも考慮に入れることが法学を豊かなものにします。

ところで、博士後期課程でフランス法を専攻する目的は、特定のテーマに関する論文を執筆することだけではありません。冒頭に述べたような、フランスの法体系の基本構造を理解するように努めなければなりません。論文のテーマが何であれ、少なくとも、法規範の形成と適用を支配する政治制度、裁判制度および行政制度については、法体系の枠組みとしてひととおりの知識を修得してもらいます。論文の執筆の際のみならず、いつか教壇に立つようになったときにも、その知識が大いに役立つからです。

ロシア・東中欧法研究指導　　教授　　渋谷　謙次郎

ロシア、旧ソ連を対象地域としています。現代ロシア法ほか、ソ連時代、場合によって帝政ロシア時代を含む法制史的研究、さらにはロシアの法思想史や法理論史の中から、どのようなテーマを発見・発掘し、いかなる資料的裏付けのもとで研究を進めていけるのか（後期課程になるとやはり一定のロシア語資料読解力が必要になってきます）、それは皆さんしだいですが、できる限りの手助け、サポートができればと思います。

中国法研究指導　　教授　　文 元春

現代中国では各種の法規範が形式上完備されています。しかし、党規国法といわれるように、実際の社会生活においてこれらの法規範が果たしてどの程度機能し、また機能し得るのでしょうか。もちろん、私法と公法とでは、その様相はかなり異なりますが、中国法を勉強するときは、常に法の存在意義も考えなければならないと思います。

私は、現代中国法を専門としています。これまで、中国の民法と環境法を中心に勉強してきましたが、その他の分野にも幅広く関心を持っています。博士後期課程では当然ながら、中国法の基礎的な知識を習得していることが前提となっていますが、何より明確な問題意識を持って中国法研究に主体的かつ真剣に取り組める人を歓迎します。

以　上